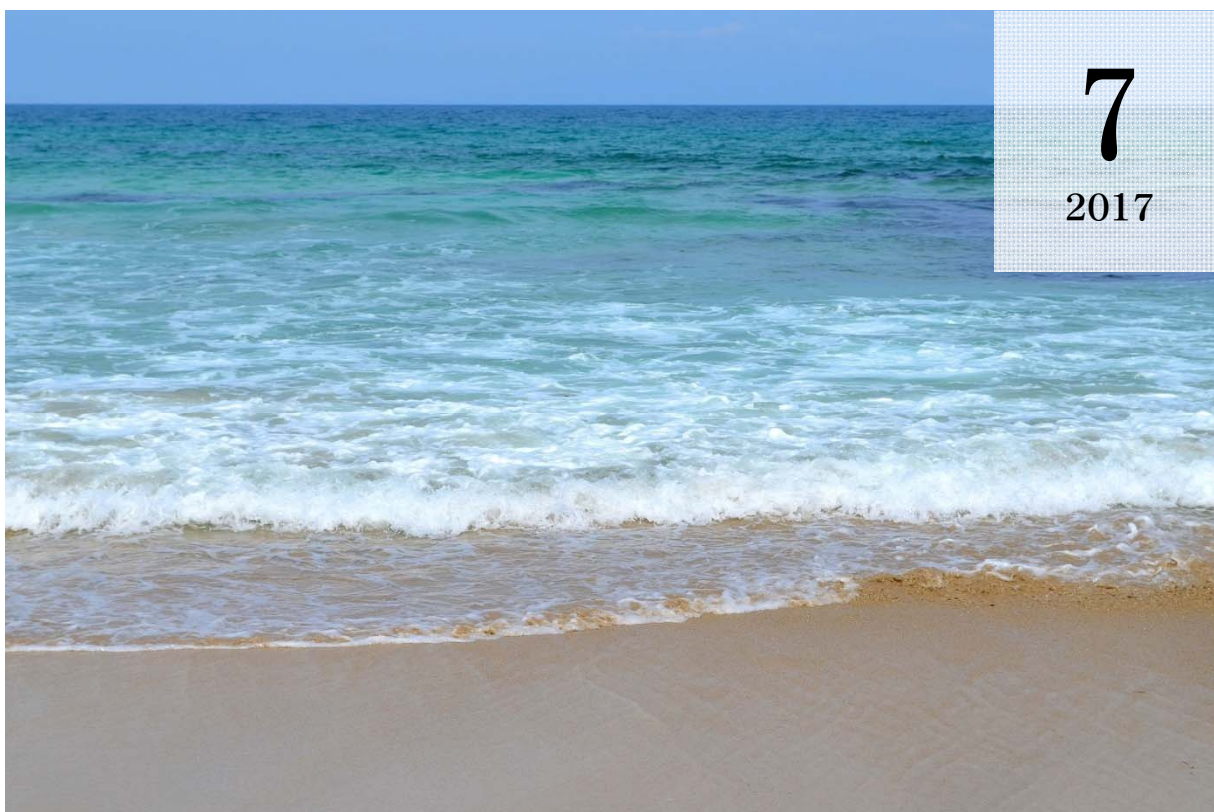


【ビジストNews！】

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で22年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



株式会社ビジネススタイリスト

大阪府大阪市中央区南船場2-4-8長堀プラザビル
TEL：06-6210-5635 / FAX：06-6210-5638



算定基礎における 支払基礎日数の考え方

社会保険の標準報酬月額は、原則として7月1日現在のすべての被保険者について、毎年4月から6月に支払われた給与を平均した額で見直しが行われます（算定基礎）。今年も7月1日から7月10日の間に算定基礎届を作成し、管轄の年金事務所へ提出することになりますが、平成28年10月より短時間労働者への社会保険の適用拡大（※）が行われていることもあり、支払基礎日数の考え方を整理しておきましょう。

※厚生年金保険の被保険者数（短時間労働者を除く）が常時501人以上の事業所が対象



1.算定基礎の支払基礎日数

算定基礎で、4月から6月に支払われた給与の平均を求める際に、欠勤等により賃金が減額されている月がある場合、その月を含めて平均を算出することで、本来の給与とはかけ離れた低い標準報酬月額になる可能性があります。そのため、賃金が大きく減額されている月については、その月を除いて平均額を算出することになっています。また、支払基礎日数の取扱いは、正社員（一般の被保険者）・パートタイマー・短時間労働者の3つに分けて考えることになっています。

なお、短時間労働者とは1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、正社員の4分の3未満であり、社会保険の被保険者となるパートタイマーの基準は満たさないものの、週所定労働時間が20時間以上等の条件を満たして社会保険に加入する人を指します。

2.各々の支払基礎日数

支払基礎日数はその給与の支払対象となった日数ですので時給制や日給制の場合には、出勤日数に年次有給休暇等の有給休暇の日数を加えたものとなります。月給制の場合には出勤日数に関わらず、暦日数になりますが、

これらの他に、給与の支払対象となる期間の途中から入社した場合の取扱いや、1年間の給与平均額により算出することが可能となるケース等、気をつけるべき点があります。不明点があれば早めに当事務所にご相談ください。

欠勤により給与が減額される場合には、就業規則等で企業が定めた日数から、欠勤日数を控除します。これらを前提とし、算定基礎で平均する月として対象となる基準は以下のとおりです。

区分	支払基礎日数の基準
正社員	17日以上が対象
パートタイマー	17日以上が対象 4月から6月のすべての月が17日未満の場合には15日以上が対象
短時間労働者	11日以上が対象

3.すべての月で 基準未満のとき等の対応

原則的な取扱いは2のとおりですが、4月から6月のすべての月で支払基礎日数が基準未満となってしまうことや、欠勤や育児休業等で4月から6月のすべての月で給与が支払われないこともあります。このような場合には、4月から6月の給与では算定できないことから、従前の標準報酬月額で決定されることになっています。



平成29年8月から10年以上の 保険料納付で 年金が受給できます

年金制度では、一定期間、年金保険料を納付したにも関わらず、納付期間の不足により年金を受給することができず、その結果、無年金者が生活保護の受給に繋がるといったこと等が課題となっています。そのため、社会保障・税一体改革において年金を受け取ることができる人を増やし、納付された年金保険料をなるべく年金の支払いに繋げる観点から、年金を受け取るために必要な期間（以下、「資格期間」という。）を25年から10年に短縮することになっています。今回、この取扱いが平成29年8月1日に施行されることになりました。



1.短縮された資格期間

そもそも年金は40年間保険料を納付する義務があり、その内、資格期間が25年ある人が年金を受給することができるというのが原則になります。今回、保険料を納付する義務は変更されず、その資格期間について25年から10年に短縮される改正が施行されます。これにより、資格期間が10年以上25年未満で、すでに年齢が65歳以上（※）の人は、年金を受給できるようになります。なお実際の対象者には、平成29年2月末から7月までの間に、日本年金機構から年金請求書が送付されています。

2.受給手続き

年金を受給するためには、年金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へ持参することになります。その際、年金事務所等については、相談窓口が混雑する可能性があるため、ねんきんダイヤルから予約相談の申込みを受け付けています。

今回の改正により、新たに年金の受給権が発生した人でも、現時点で厚生年金保険に加入していたり、高年齢雇用継続給付金を受けているとき等には、年金の一部または全部が支給されないことがあります。年金制度は、生年月日や過去の加入履歴により個別性が高いため、早めに最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にご相談しておきましょう。

3.年金の受給のタイミング

受給の手続きをした後は日本年金機構により受給権の確認が行われ、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。すでに65歳以上（※）で資格期間が10年以上の場合、もっとも早く支給される年金のタイミングは、平成29年9月分からが対象となり10月に支給が開始されます。

なお、今回短縮された資格期間の10年を満たして新たに受給権が発生した場合には、資格期間に応じた老齢年金が支給されます。また、10年の短縮措置が適用される年金と短縮措置が適用されない年金があり、例えば遺族基礎年金や遺族厚生年金については、25年のままとされています。

※厚生年金保険の加入期間が1年以上である場合は、「65歳」が、「60歳（男性は62歳）以上65歳未満」となります。



厚生労働省 労働基準関係法令 違反の企業名をホームページで 公表



長時間労働や過重労働の問題が大きくなり、労働基準法や労働安全衛生法に違反している企業に対する風当たりが厳しい時代となりました。厚生労働省もその監督指導に力を入れており、5月には「労働基準関係法令違反に係る公表事案」として、ホームページで企業名を公表する取組みを始めました。

1. 企業名公表の基準

労働基準法や労働安全衛生法の違反に関して、都道府県労働局のホームページでは以前から企業名の公表が行われていましたが、平成29年3月30日に通達が発出され、厚生労働省のホームページでも一覧表で公表されることとなりました。この取扱いは平成28年10月1日以降に公表された事案から、全国統一的に取扱われることになっています。

そして、実際に厚生労働省と都道府県労働局ホームページに掲載される事案は、以下の2つになります。

①送検事案

労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表された事案

②局長指導事案

平成29年1月20日に出された通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施および企業名の公表について」に基づき、局長が企業の経営トップに対し指導し、その旨が公表された事案

2. 掲載時期および掲載期間

都道府県労働局では、送検事案または局長指導事案を公表後、速やかにホームページに掲載し、その上で厚生労働省では全国の送検事案および局長指導事案をとりまとめ、毎月定期的にホームページに掲載するとしています。

そして、公表日から概ね1年間で、公表日から1年が経過し、最初に到来する月末にホームページから削除されることになっています。なお、公表日から概ね1年以内であっても、ホームページから削除される場合があります。

3. 初めて公表された事案

平成29年5月10日に、厚生労働省のホームページに初めて一覧表が公表されましたが、全国で334件、都道府県別で見ると、上位は愛知県28事案、大阪府20事案、福岡県19事案となっています。

その具体的な事案を見てみると、「工事現場に手すりを設置せずに作業をさせていた」といった労働安全衛生法や、最低賃金法に違反するケースが多く見られ、その他にも労働基準法の36協定で定めた時間を超える違法な残業をさせたものもありました。

今回の動きから、厚生労働省では労働基準法や労働安全衛生法などの違反をなくしていくために、強固な姿勢で取り組もうとしていることが読み取れます。企業としては、より一層の法令遵守が求められます。